

事務所通信

2012年1月号 No.79



(親不知ピアパーク)

CONTENTS

- | | | | |
|-----------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント
… 目的地を決める | P1 | ● 古切手回収運動 | P4 |
| ● 平成24年税制改正 | P2 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 労働基準法Q&A | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| | | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

目的地を決める

あけましておめでとうございます。

この一年、企業を走らせていくわけですが、企業の経営は自動車の運転と似たところがあります。普通の運転者なら、走行中はおそらく、速度計をもっともこまめに見ます。そして時々、他の計器にも目をやるものです。燃料計でガソリン残量を確認したり、水温計に異常がないかをチェックしたり。計器類はバランスよく見る必要があります。

1. 燃料計を見る

車の運転の際は、計器をバランスよく見るのが常識ですが、経営の場面では、「計器をよく見ない」という部類の経営がよくあります。たとえば、国や自治体経営の多くは、『燃料計のみ重視型』です。速度よりも、燃料の残量を気にする走り方です。お役所のやり方は、燃料計の針が、3月末にゼロになるのを目標に車を走らせるようなもの。「お役所の仕事は遅い」とか、効率が悪いなど住民から不満の声が出る理由は、そういうところに原因がありそうです。

2. 速度計を見る

ベンチャー企業や、価格競争の激しい業界はどうでしょう。こちらは他社より一歩でも先を行くことが優先課題です。いわば『速度計重視型』です。しかし競争に追われているうち、気付いたら燃料計がゼロという事態におちいることもありそうです。ライバルとの競争に気をとられ、キャッシュフローをおろそかにした結果、経営が破たんするようなケースです。

3. 水温計を見る

もう一つ、恐いのは『水温計無視型』。水温計の針が通常レベルを超えるのは、車の内部に異常がある証拠です。その時点でボンネットを開けて、点検しなければいけません。それを放置すれば、最悪の場合運転不能になります。社内のモラルが欠如し、それを放置していた企業を考えてください。欠陥商品や、表示偽装などが消費者から総すかんを食って、営業停止に追い込まれるなど、いくつもの企業の事例があります。

4. 目的地を決める

速度計（事業の進行状況）、**燃料計**（キャッシュフロー）、**水温計**（危機管理）、この三つの指標を心がけていれば、どうやら円滑な経営が遂行できそうです。車の運転も経営も、バランスよく複数計器のチェックが大切です。

ただし、車の運転にはそれ以前に、もっと重要なことがあります。それは、最初に**目的地を決める**、ということ。目的地が決まれば、時間や燃料はおおよそどれくらいかかるか、どのルートを通るのがスムーズか、運転者は頭の中で組み立てるものです。

事業を取りまく環境は厳しいので、「**何のために店を経営しているのか**」を忘れがちです。でもやはり、運転に目的地があるように、企業経営にも目指すべきものがあるはず。それでも、「目的地が分からない」というなら、その時は、せめて方向だけは定めましょう。進む方向さえ決めれば、そこから新たな経営の旅が始まりそうではありませんか。うちの事務所では**経営計画書**の作成をお勧めしています。経営計画書は企業の立ち位置が分かり、進むべき方向を示してくれます。来る23日に発表会をしますので、参考にしていたいただければと思います。



平成24年税制改正

平成24年1月1日から適用される税制改正の主なものです。

介護医療保険の保険料控除の創設

平成24年より所得税の生命保険料控除額が改正されます。

介護医療保険契約等に基づいて支払った保険料等について、適用限度額40,000円の所得控除が創設され、生命保険料控除の合計適用限度額が120,000円となります。

【改正後の生命保険料控除限度額】

		一般生命保険料	介護医療保険料 (H24創設)	個人年金保険料
新契約	平成24年以降に締結した保険契約	40,000円	40,000円	40,000円
旧契約	平成23年以前に締結した保険契約	50,000円	/	50,000円
新契約と旧契約の両方の控除を受ける場合		40,000円	40,000円	40,000円

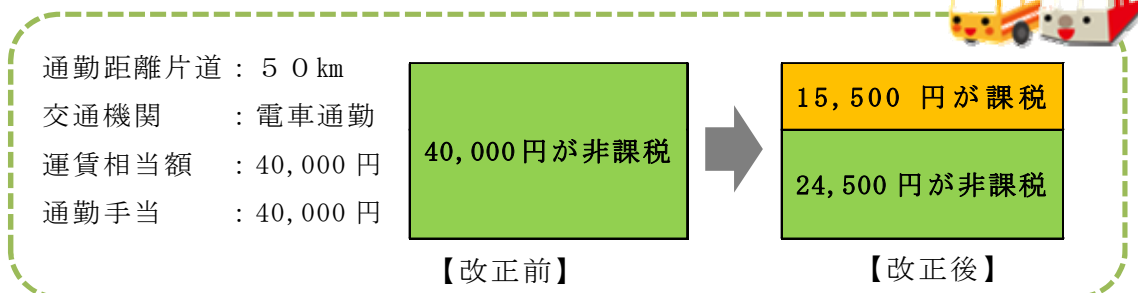
※平成24年以降の年末調整、確定申告の際にご注意下さい。

交通用具を使用する人が受ける通勤手当の非課税限度額

自動車などの交通用具を使用して通勤する人の通勤手当については、その距離に応じて、1ヵ月あたり一定額まで非課税とされています。

マイカーなどで通勤している人の非課税となる1ヵ月あたりの限度額							
片道の通勤距離	2 km 未満	2 km ~ 10 km	10 km ~ 15 km	15 km ~ 25 km	25 km ~ 35 km	35 km ~ 45 km	45 km 以上
1ヵ月あたりの限度額	全額課税	円 4,100	円 6,500	円 11,300	円 16,100	円 20,900	円 24,500

上表のうち、片道15km以上の場合にあっては、交通機関を利用した場合、運賃相当額が距離比例額を超える場合には、**運賃相当額まで非課税を認める特例がありました**が、**この特例が廃止**されました。平成24年1月以降の通勤手当から適用となります。



< 池原 >

労働基準法に関するQ&A(労働時間・休暇・休日関係)

Q 勤務時間の上限は法律で決まっていますか？

A 原則は労働基準法第32条で**1週間40時間、1日8時間**と決まっています。また、一定の条件を満たした場合には**1ヶ月を平均して1週40時間にする制度(1ヶ月単位の変形労働制)**や**1年の労働時間を平均して1週40時間にする制度(1年単位の変形労働制)**があり、これを超える労働を法定時間外労働と言い、いわゆる残業ということになります。

なお、法定時間外労働については、時間外労働に関する限度基準という告示があります。

Q 休憩時間は法律で決まっていますか？

A 労働基準法第34条で、労働時間が
6時間を超え、8時間以下の場合には少なくとも45分
8時間を超える場合は、少なくとも1時間

の休憩を与えなければならない、と定めています。

Q パートタイマーには、有休は無いと聞きましたが本当ですか？

A いわゆるパートタイム若しくはアルバイト労働者であっても、一定の条件を満たせば**年次有給休暇**を取得する権利が発生します。ただし、**週所定労働時間が30時間未満の短時間労働者**については、付与日数がフルタイムの方と異なります。

Q 振替休日と代休の違いは何ですか？

A 「休日の振り替え」とは、予め休日と定められていた日を労働日とし、そのかわりに他の労働日を休日とすることを言います。これにより、予め休日と定められた日が「労働日」となり、そのかわりとして振り替えられた日が「休日」となります。従って、もともとの休日に労働させた日については「休日労働」とはならず、休日労働に対する割増賃金の支払義務も発生しません。

一方、いわゆる「代休」とは、休日労働が行われた場合に、その代償として以後の特定の労働日を休みとするものであって、前もって休日を振り替えたことにはなりません。従って、休日労働分の割増賃金を支払う必要があります。

参考: 厚生労働省HP

古切手回収運動

私が小学生の頃行われていた古切手回収運動。今では、民間運送会社のメール便の普及により値段が安いメール便が主流になり切手で送られてくる郵送物が少なくなった気がいたします。地元の学校等でも古切手回収をするところは少なくなっているようです。しかし、現在も古切手を収集する機関があり寄付することで病院や福祉施設への助成がされる仕組みがあるようです。今回は古切手を集めてボランティア活動につながるお話をご紹介します。

- 収集をしている団体名 ● JIPP 特定非営利活動法人日本郵便文化振興機構
詳しくはHPにて <http://www.jipp.jp/>

< 利用方法 > 切手収集家・研究者に販売し、得られた資金はボランティア団体や学校、病院、福祉施設などの運営のため、助成金として交付

< 助成金対象となる事例 >

- ・ 小学校の図書委員会で使用済切手回収を行い、交付された助成金によって学校図書を購入する
- ・ 病院内に使用済切手回収ボックスを設置し、交付された助成金によって車椅子を購入する
- ・ NPO 法人が使用済切手回収を行い、交付された助成金によって備品を購入する
- ・ 学校の PTA で使用済切手回収を行い、交付された助成金を学校創立の周年記念事業の資金の一部に充当する
- ・ 町内会のボランティア・サークルが使用済切手回収を行い、交付された助成金を地域の祭礼費用の一部に充当する

< 助成金額の目安 >

10 キログラム（正味）の寄贈に対し、助成金 5,000 円の交付



< 収集の流れ >

I. 切手の目打から 1 センチ程度余白を残してハサミで切り取る。

(注) 日本切手と外国切手は別々の袋に分ける事



II. 古切手を梱包して JIPP へ発送する。(送料は、送り主側が負担する)

また、糸魚川では下記機関で収集していますのでそちらへ持込可。

新潟県糸魚川市寺町 4-3-1 (ビーチホールまがたま内) 糸魚川市ボランティアセンター

糸魚川ボランティアセンターでは古切手の他にも書損じ葉書や使用済みテレホンカードなど不要になったものも回収しているようです。

昨年、春に起きた東日本大震災によりボランティアに対する考え方が変わり皆様様々なボランティア活動にご協力いただいたかと思えます。しかし復興するまでには多くの時間がかかります。まずは些細な事から長く続けられるボランティアを見つけてみては如何でしょうか。

< 倉 又 >

年の中で事業に従事した親族に係る青色事業専従者給与

Q1

私の息子が本年8月にそれまで勤務していた会社を退職し、私の経営する個人事業(青色申告)に専従者として従事することになりました。本年中における息子の事業専従期間は6ヶ月未満ですが、この間に支払った青色専従者給与は事業所得の計算上、必要経費に算入できますか。

A1

必要経費に算入して差し支えありません。

青色事業専従者の判定にあたって、事業に専従する者が相当の理由により事業主と生計を一にする親族として、その事業に従事することができなかった期間がある場合には、従事可能期間の2分の1を超える期間専ら事業に従事していれば足りるものとされています。この「相当の理由」には就職や退職も含むと解されます。

従いまして、退職したときから年末までを「従事可能期間」とし、その2分の1を超える期間、専ら従事している場合には、その間に支払った給与は青色事業専従者給与として必要経費に算入されます。

白色事業専従者が他に給与所得を有する場合

Q2

私は源泉徴収の対象とならない白色事業専従者にかかるいわゆる「みなし給与」の給与所得のほかに、源泉徴収の対象とされる一般的な給与の支給を受けていますが、確定申告の必要がないものと理解して良いのでしょうか。

A2

確定申告が必要です。

「給与所得以外に所得があり、給与所得以外の所得が20万円以下であった場合は確定申告が不要」との所得税法第121条の規定は、別段の定めがある場合のほか、特定の所得を除外して判定されるべきものではなく、その者のすべての給与等の金額について源泉徴収がされ、又はされるべき場合においてのみ適用されるものです。

ご質問の場合、白色事業専従者にかかるみなし給与も給与所得として計算されますので、合算したところでの確定申告が必要となります。

参考：国税庁HP

< 伊藤 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
1月23日(月) 午後1時23分～	平成24年度 経営計画発表会	月徳飯店	税理士 加藤輝守	5,000円

お客様をご紹介ください!!
ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。



会社の広告お手伝いします!!

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

恵比寿さん

恵比寿さんは商売の神様だが、その由来は「古事記」にある。恵比寿の神は、生まれつき骨なしで足が立たなかったので「お足が出ない」「予算オーバーしない。損をしない」ということから商売の守護神としてあがめられるようになった。

教育モチベーションカレンダー おもしろ雑学より(担当:原)





休日カレンダー



1月 (睦月) January

日	月	火	水	木	金	土
1 元旦	2 年始休暇	3 年始休暇	4 仕事始め	5	6	7 伊藤・倉又
8	9 成人の日	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23 経営計画発表会	24	25	26	27	28
29	30	31				

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日にも元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



1月の税務

- 1月10日 平成23年1月分源泉所得税・住民税の納付
- 1月20日 源泉所得税の納付(納期の特例適用者)
- 1月31日 平成23年11月決算法人の法人税等・消費税確定申告 納付
平成24年5月決算法人の法人税等・消費税中間申告 納付
法定調書の提出(税務署)
給与支払報告書の提出(市区町村)
償却資産の申告(市区町村)

あとがき

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひします。昨年は大震災があり大変な一年でした。夏の節電対策が終わったら冬の節電対策、私も重ね着をしたり、設定温度を少し下げたりして、ささやかですが節電に協力しています。

今年は辰年…竜は人々が困っている時に助けてくれるとある新聞に書いてありました。復興に向けて明るい年になるようお願いしたいものです。

池 亀